

「皇后盃 第40回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会」の新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

本大会は、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本陸上競技連盟、京都市などが定める新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防に関するガイドライン(ガイダンス)を順守した上で開催します。参加者及び大会関係者の皆さまは、感染予防対策へのご協力をお願い致します。

※上記ガイドライン(ガイダンス)の改訂及び新型コロナウイルスの感染状況等により、本ガイドラインを変更する可能性がありますので予めご了承ください。

【1】大会開催の前提条件

1. 京都府内において、開催日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されていること。または、開催日に同宣言が発出中であっても、同宣言の要請内容に開催中止もしくは自粛が含まれていない場合。開催に当たっては、京都府、京都市と感染防止に関する諸事項について十分協議した上で、政府や京都府、京都市から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じる。
2. 京都府および京都市からイベントの開催が認められている。
3. 京都市内において、新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整っている。緊急時の後方支援病院の受け入れ態勢が整っている。
4. 大会に関わる全ての人(競技者・監督・コーチ・審判員など)の健康状態の管理体制を整える(開催2週間前の体調報告・検温の義務、および終了後2週間の体調管理・検温の義務等)。
5. 日本陸上競技連盟の「陸上競技活動再開のガイダンス」および「ロードレース再開についてのガイダンス」に沿った大会運営を行う。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の基本事項

1. 3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避。
2. 小まめに手洗いまたは手指の消毒を行う。
3. 競技場などへの入場時における検温。
4. マスクの持参、着用と、咳エチケットの実施。
5. 体調管理の徹底と体調管理チェックシートの事前提出。
6. 大会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所(かかりつけ医)等に相談し、必ず主催者に報告する。
7. 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の積極的な活用。

【3】新型コロナウイルス感染症対策室の設置

本大会における感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う合議体である「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置する。

【4】競技者、監督・コーチ、大会・競技役員、報道関係者、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の参加・従事の可否

1. 感染者への対応

大会開催日の3週間前の時点、もしくはそれ以降にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、当該競技者は参加を辞退するまたは、主催者による出場権利の取り消しを行う。

2. 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない競技者の出場は認める。

3. 感染疑い者への対応

大会開催3週間前の時点、もしくはそれ以降に感染疑い症状（※）が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため、原則当該競技者は参加を辞退する、または主催者による出場権利の取り消しを行う。

但し、次の①および②の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認める場合がある。

①感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している。

（8日が経過している：発症日を0日として8日間）

②薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している。

（3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間）

※感染疑い症状

- (1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- (2) 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- (3) 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く場合、「強い症状」と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）

【5】競技者・監督・コーチの対応事項

1. 大会2週間前からの体調管理および検温を行い、指定の体調管理チェックシートに記入

する。

2. 当日受け付け時に競技者・監督・コーチは検温を行い、体調管理チェックシートを提出する。
3. 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。
 - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
4. 運動時を除き必ずマスクを着用し、手洗い・手指消毒・洗顔を徹底する。
5. ウォーミングアップは個別に行う。
6. 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）
7. 競技者・監督・コーチは、原則、入洛日前 72 時間以内に PCR 検査を受け、結果が陽性となった者は大会への参加・出場ができない。
※詳細は各チームに案内する。

【6】大会関係者の対応事項

1. 大会2週間前からの体調管理および検温を義務付け、指定の体調管理チェックシートに記入する。
2. 当日受け付け時に検温を行い、体調管理チェックシートを提出する。
3. 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。
 - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
4. 競技者との接触をできる限り減らす。
5. 必ずマスクを着用し、手洗い・手指消毒・洗顔を徹底する。
6. 競技用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指消毒を行う。

【7】競技者・監督・コーチの移動・宿泊に関する対策

1. 宿泊予定施設には、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）」の順守を依頼する。また、バス事業者には、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）」の順守を依頼する。
2. バス利用時は、密を避けるため乗車人数を極力減らし、定員の50%以下となるよう座

席の間隔を空ける。

3. バス内ではマスクを着用する。
4. チームが使用する部屋は事前に消毒、換気するよう宿泊施設へ依頼する。
5. 自室以外ではマスクを着用する。
6. エレベーターのボタンなどの共用部分は、可能な限り素手で触れないようにする。素手で触れた場合は、速やかに手洗いか手指消毒を行う。

【8】競技に関する事項

1. 招集所、スタート前、中継所では、競技者同士のソーシャルディスタンスをできる限り確保する。
2. 滞在時間の短縮のため競技者紹介は行わない。
3. 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケアは、防護体制（マスク、防護服、使い捨て手袋着用など）を整えたスタッフで対応する。
4. タスキの受け渡し時に大声で呼び掛けなどをしないこと。
5. 競技役員から指示されるまで、マスクは着用しておく。

【9】式典に関する事項

1. 開会式は実施しない。
2. 表彰式は、3密を回避した方法で規模を縮小して開催する。

【10】競技場等施設における対策

1. 施設入場時の対策
 - ①競技場施設内、メインスタンド、南サイドスタンド、補助競技場への入場は、競技者および関係者（報道関係者を含む）のみとする。関係者は事前登録の上、必ず来場時に受け付けを済ませ、ADカードの交付を受ける（ADカードの事前送付対象者も受け付けが必要。検温により異常がない場合はADカードに検温済みシールを貼付し、各入場時の検温を省略する）。
 - ②各施設への入場時は、検温（検温済みシールが貼付されたADカード提示者は不要）と手指消毒を徹底し、マスクの着用を確認する。
 - ③競技者と競技役員の動線をできる限り分ける。
2. 施設利用上の対策
 - ①競技場諸室等の室内換気を徹底する。
 - ②競技場諸室、招集所などでは座席間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保し、密集、密接を避ける。
 - ③室内清掃・消毒を行い清潔に保つ。
 - ④ゴミ箱は設置しない。ゴミは各自で持ち帰る。

- ⑤シャワー室は原則使用しない。
 - ⑥更衣室は換気を徹底し、一度に入室する人数を制限する。
 - ⑦医務室でのソーシャルディスタンスを確保する。
 - ⑧発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテント（飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナー）を確保する。
3. ウォーミングアップ会場の対策
- ①ソーシャルディスタンスの確保を工夫する。
 - ②ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。
4. 競技場は無観客とする。3密を防ぐためスタンドを関係者などの待機スペースとして使用する場合があります。

【11】 報道関係者・取材への要請事項

1. 大会の取材は事前申請制とし、取材要項（別紙）に基づいた取材活動を要請する。

【12】 大会終了後の対応

1. 競技者および関係者（報道関係者を含む）は、大会終了後2週間、体調管理チェックシート（大会後）を記入し、体調管理を行う。発熱などの症状が発生した場合は、必ずかかりつけの医療機関などに相談・受診し、診断結果を大会事務局に報告する。
2. 大会事務局は、大会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、京都市の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。

【13】 新型コロナウイルス感染症に関する免責事項について

1. 主催者は新型コロナウイルスの感染に関していかなる責任も負わない。
2. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大会の中止、変更などが生じた場合、主催者はその損害について責任を負わない。

【14】 個人情報の取得・利用について

1. 主催者は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、体調管理チェックシートに記入された個人情報を取得、保管する。取得した個人情報は、健康状態の把握、参加・来場可否の判断および必要な連絡のために利用し、感染者またはその濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合に、必要な範囲で保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することがある。
2. 取得した個人情報の保管期間は大会終了後少なくとも1カ月以上とする。保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

以上